

ルールを守ってごみを出しましょう！

最近、町のごみ出しルールを守らないで収集場所に出されるごみが増加しています。ルールを守らないごみが増えると収集員がけがをしたり選別作業に時間がかかるため、分別や出し方のルールを守って収集場所にごみを出しましょう。

●ルールが守られていないごみの分別・排出について町からのお願い

- 【燃えるごみ】
 - ①収集日以外に燃えるごみを出していませんか？
 - ↓収集日以外に出すと野生動物に荒らされる、悪臭が発生するなど収集場所周辺の衛生状態が悪くなります。
 - ②ごみ袋に大量のごみを入れて出していないませんか？
 - ↓ごみ袋に大量のごみを入れると収集時に袋が破れてしまいます。
- 【資源ごみ】缶・ビン・ペットボトル
 - ①決められたコンテナ以外に出していませんか？
 - ↓ビンや缶が決められたコンテナに出されず、混在した状態で出されている収集場所があります。
 - ②キャップが付いたビン、中身が入った状態で出していないませんか？
 - ↓ビンや缶に中身が入ったもの、キャップが付いたビンを出すとリサイクル作業の妨げや悪臭の発生原因になります。
- 【その他】
 - ③「申請による運転免許証の取消通知書」または「運転経歴証明書」の写しをお持ちになり、くらし環境課または支所管理室で申請していただきます。

ごみの出し方や分別ルールは各戸に配付している「ごみの出し方ガイド」で出し方が分からないごみについては、くらし環境課までお問い合わせください。皆様のご協力をお願いします。

運転免許証を自主返納した65歳以上の方に、町営バスの乗車回数券を交付しています。

運転に自信がなくなった、または運転に不安を感じている方は、運転免許証の自主返納をご検討ください。

町では運転免許証を自主返納された65歳以上の町民の方に対し、町内での移動支援を目的に町営バス等の乗車回数券の交付を行います。

◆「自主返納」とは、運転免許証を有効期限内に返納することであり、既に失効した運転免許証については自主返納になりません。

◆警察署での免許の返納手続をされたまま、その時点から車の運転はできませんので、ご注意ください。

【対象者】有効期限内の運転免許証を自主返納した、川根本町に住居登録をしている65歳以上の方

【支援内容】町営バス回数券(1万1千円分の交付 ※デマンドタクシーでも利用できます) ※回数券の交付は1人1回限りです。

【申請方法】①島田警察署で運転免許証の返納手続きをします。②返納手続き後、「申請による運転免許の取消通知書」を受け取ります。

野良猫の去勢・不妊手術費補助金について

野良猫は、もともとは人間が飼っていた猫が無責任に捨てられ、繁殖して増えたものです。野良猫を迷惑な存在として排除しようとしても問題は解決しません。野良猫の増加を防止するためにご協力いただける方を対象に、野良猫の去勢・不妊手術費用を補助します。

【対象】町内に居住し、町内の野良猫に去勢・不妊手術を実施される方

【補助金額】去勢・不妊手術に要する費用

限度額は1匹につき去勢手術2万円、不妊手術3万円です。※補助金は、実績報告書等の提出後に交付されます。

【申請方法】必ず手術を行う前に本庁または総合支所で補助金の交付申請を行ってください。 ※持ち物・印鑑

【皆様へのお願い】

野良猫へのエサやりについて町に苦情が寄せられています。「かわいそう」という思いから野良猫にエサを与えている方がいると思いますが、近隣住民は野良猫のふん尿や鳴き声などに迷惑しています。また、餌付けされた野良猫が問題を起した場合は、エサを与えている人が飼い主とされる可能性があります。



防衛省採用試験案内(自衛官募集)

●航空学生

自衛隊のパイロットを養成するコース

◇応募資格 海上・高校卒業(見込含む)で23歳未満の者

航空・高校卒業(見込含む)で21歳未満の者

◇第1次試験 平成30年9月17日(月祝)

●一般曹候補生

入隊後2年9ヶ月経過以降選考により曹に昇任、幹部への道も十分開かれたコース

◇応募資格 18歳以上27歳未満の者

◇第1次試験 平成30年9月21日(金)～23日(日祝)のうち指定する1日

●自衛官候補生

自衛官として最も一般的で、曹及び幹部への道も開かれたコースで2～3年を一任期として勤務することになります。

◇応募資格 18歳以上27歳未満の者

◇試験(男子・女子) 平成30年9月16日(日)・9月24日(月・振休)・9月29日(土)・9月30日(日)・10月6日(土)・10月8日(月・祝)の3日間

◇種目

筆記試験・身体検査・口述(面接)試験

各コース共通

※年齢は平成31年4月1日現在
受付期間 平成30年7月1日(日)～9月7日(金)

問い合わせ先

自衛隊藤枝地域事務所 ☎054(643)6391